

公売物件明細書



お問い合わせ先

群馬県利根郡片品村役場 住民課

〒378-0498

群馬県利根郡片品村大字鎌田3967-3

電話 0278-58-2111（代表） 内線 236

ホームページ <http://www.vill.katashina.gunma.jp/>

群馬県利根郡片品村役場

物 件 明 細 書

物 件 明 細 書			
売却区分の番号	片品村-2	見積価額	金 250,000 円
		公売保証金	金 30,000 円
財産の表示 (土地)			
1 所在 群馬県利根郡片品村大字越本字大田			
地番: 2262番290			
地目: 雑種地			
地積: 278㎡			
(以上登記簿による表示)			
物件の位置	片品村役場北約1,500mの地点に位置している。(直線距離)		
公法上の規制	都市計画区分	計画区域外。	
	用途区域	指定無。	
接道状況	東側に幅員2mの未舗装の公道。		
物件の概況	地勢	やや平坦。	
	画地条件	間口 6.8m 奥行き 30.7m	
	形状	不整形地。	
使用状況等	ここ数年は利用されている様子はありません。		
供給処理施設	簡易水道区域 下水道区域外		
特記事項	一括換価の方法で公売します 近隣地域は耕作放棄地となっています 中央付近に池があり水路が土地を横切っています。		
注意事項	片品村は、不動産登記簿上の権利移転のみを行います。 片品村は、公売財産の引渡し義務を負いません。物件内の不動産・動産類の撤去、占有者の立ち退き等、すべて買受人自身で行ってください。 境界確定は、買受人と隣接所有者との間で行ってください。 公売財産は、現状引渡となります。片品村は、瑕疵担保責任を負いません。 公売財産の地積は、公簿上に基づくものです。 買受代金を納付した時に危険負担は買受人に移転します。したがって、その後に発生した財産の破損、焼失などによる損害の負担は買受人が負うことになります。 権利移転に要する費用は買受人の負担とします。なお、公売財産の権利移転につき登記(録)を要するものについては、買受代金納付後速やかに村長に対し、所有権移転登記(録)を請求するとともに権利移転に伴う費用(登録免許税、登記(録)嘱託書のい郵送料)を提出してください。		
その他事項	本物件は、消費税法の非課税財産です。		

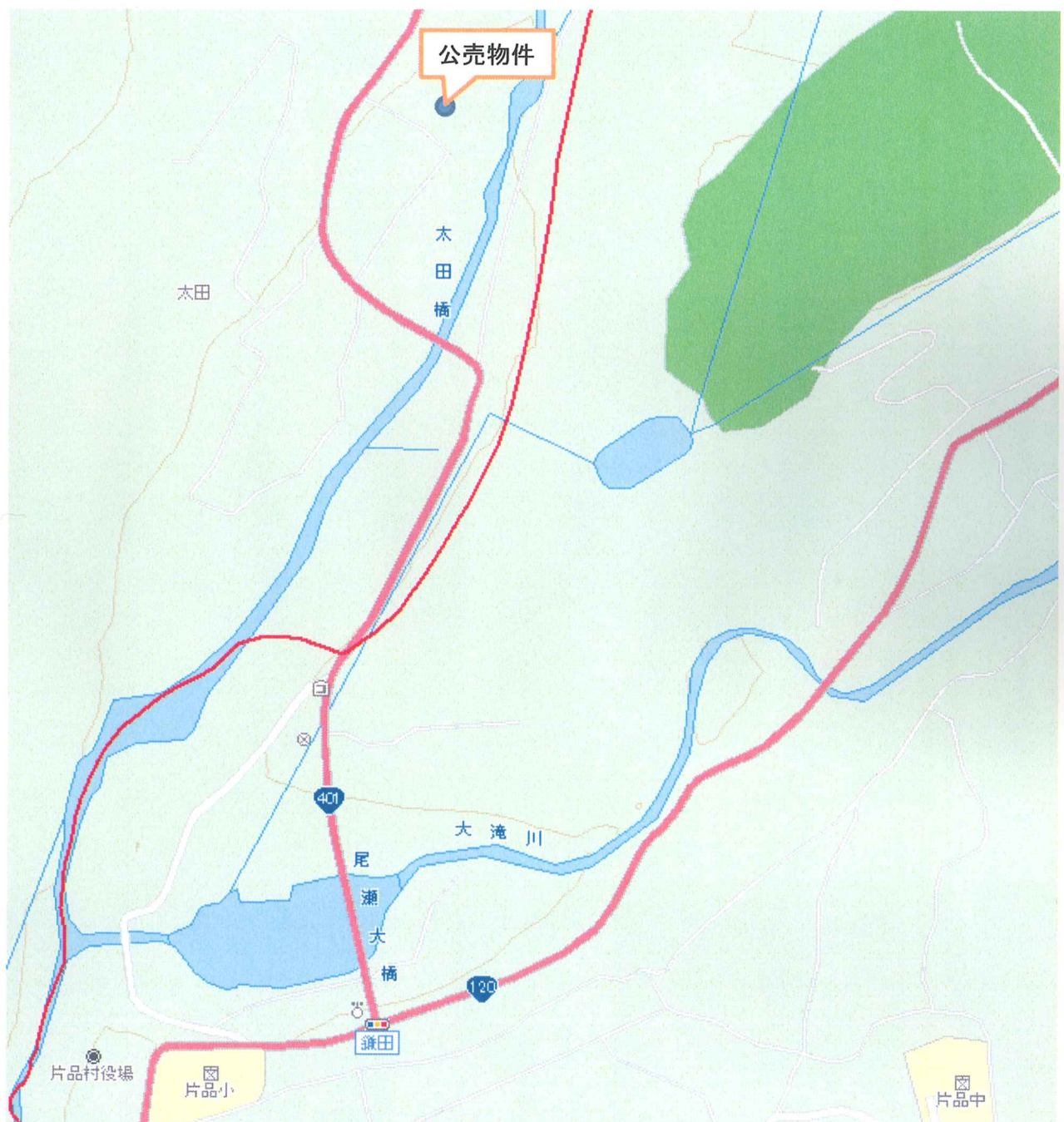
問い合わせ先

群馬県利根郡片品村役場 住民課
電話 0278-58-2111 (代表) 内線236

公売財産周辺地の概要図

売却区分の 番号	片品村 -2
-------------	-----------

公売財産周辺地の概要図





①南東からの撮影



②北西からの撮影

枠線は、目安であり実際の境界を示すものではありません



③ 池の状況



④ 水路の状況

枠線は、目安であり実際の境界を示すものではありません